北海道「生涯活躍のまち」推進ネットワーク設置要領

（趣　旨）

第１　「生涯活躍のまち」構想について、道内で本構想に取り組む市町村等によるネットワークを構築し、情報の共有や連携、一元的な情報発信を行うことにより、北海道らしい「生涯活躍のまち」の実現を図る。

（組　織）

第２　本ネットワークは、北海道及び道内で構想に取り組んでいる市町村及び構想の推進を検討している市町村で参画を希望する者をもって構成員とする。なお、検討状況に応じ適宜構成員を追加・変更するものとする。

（活動内容）

第３　本ネットワークの所掌事項は、次のとおりとする。

（１）各市町村の取組状況や課題などの共有に関すること

（２）道内各地で推進されている様々なタイプの「生涯活躍のまち」の取組の連携に関すること

（３）道内各市町村の取組の一元的な情報発信による効果的なＰＲに関すること

（４）その他必要な事項

（事務局）

第４　本ネットワークの事務局は、北海道総合政策部地域創生局地域政策課に置く。

（その他）

第５　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成２９年　７月１０日から施行する。

附　則

この要領は、令和　２年　９月　１日から施行する。